

【訪問看護 重要事項説明書】

1. 事業所の概要

名称：こころのナースサポート 指定番号：2365690169

設置主体：株式会社 こころ

所在地：愛知県海部郡大治町三本木西之川 137-1

管理者： 水野 雄太

通常のサービス提供地域：海部郡大治町、名古屋市中村区・中川区、あま市の区域

上記以外の方でもご相談下さい。

職員体制：管理者（看護師）： 常勤 1 名（兼）

従事者 看護師又は准看護師： 3 名以上

2. 運営方針

- (1) 高齢者又は精神疾患、心のケアを必要としている方などの心身の特性を踏まえて、日常生活の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるよう支援します。
- (2) 事業の実施に当たっては、保健所、市町村及び医療機関などの関係機関等ならびに保険・医療・福祉の関係職種等と緊密な連携を図ります。

3. サービスの内容

病状・障害の観察、清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等の日常生活の世話、床ずれの予防・処置、リハビリテーション、ターミナルケア、認知症患者の看護、療養生活や介護方法の指導、カテーテル等の管理、その他医師の指示による医療処理

4. サービスの提供時間

- 営業日：月曜から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- 営業時間：午前 9 時から午後 5 時までとする。
* 但し、電話等により、24 時間常時連絡体制であり、緊急時訪問看護加算/24 時間対応体制加算に同意されている方の緊急訪問時は以下の電話番号への連絡で看護師が対応します。状況によっては看護師が時間に関わらず、訪問いたします。
夜間、休日の連絡先：052-462-9466

5. 利用料金

- 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として単位数に地域区分（1 単位が 10.42 円）を乗じた金額の 1 割～3 割です。（介護保険負担割合証の利用者負担割合に準ずる）但し、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
- 介護予防訪問看護での利用料金は、介護保険利用時の基本料金（概算）、加算料金（概算）に準ずる。但し、ターミナルケア加算は非該当になります。
- 介護保険利用の場合は、基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25% 増し、深夜（午後 10 時～午前 8 時）帯は 50% 増しとなります。
- 料金設定と基本となる時間、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅介護サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- 医療保険利用の場合は、准看護師による訪問看護が行われた場合、基本料金に対して 10% 減となります。
- 介護保険利用の場合、下記の要件いずれかに該当する場合、基本料金に対して 10% 減となります。
 - ① 事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者
 - ② 上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者
（該当建物に居住する当事業所の利用人数が 1 月あたり 20 人以上の場合）
- 医療保険制度その他関係法令の改正、診療報酬または介護報酬の改定等により変更されることがあります。この場合、改定後の基準に従い利用料を変更するものとし、変更後の利用料および適用開始日について、利用者に対し書面その他適切な方法により事前に通知します。通知内容を確認したうえでサービス利用を継続した場合、変更後の利用料に同意したものとみなします。なお、利用料の変更により著しい不利益が生じる場合、本契約を解除することができます。
- 通常のサービス提供地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、100 円/1km を徴収します。

- 料金のお支払方法：翌月 25 日前後に前月分の請求書を発行しますので、銀行引き落としにてお支払いください。引き落とし日は 27 日となります。27 日が土日祝日の場合は、その前の金曜日が引き落とし日となります。
- 償還払いについて：介護保険料の滞納等により、保険金給付が直接事業所に支払われない場合はサービス提供料金を全額支払いして頂きます。当事務所からの領収書を、後日市町村の窓口へ提出すれば払い戻しを受けられます。
- 緊急時訪問看護加算/24 時間対応体制加算
私は、常時訪問看護に関する相談の実施と、必要に応じ、計画に位置付けられていない訪問看護の実施を希望し、緊急時訪問看護加算/24 時間対応体制加算に、 同意します。 / 同意しません。
* 基本料金表は、別紙参照

代理人

利用者

6. 個人情報の取り扱い（秘密保持）

当事業所には利用者の守秘義務があります。個人情報は決して外部に漏らすことはありません。但し、利用者が介護保険サービス等を安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネージャーや他のサービス事業者の担当者、医師に必要な情報を提供します。

* 詳細は、別紙参照

7. 事故発生時の対応

サービスの提供中に万が一事故が発生し、様態の変化などがあった場合は、その状況により主治医・救急隊・親族・居宅支援事業所等に連絡するとともに、必要な処置を講じます。

8. 虐待の防止について

- ① 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定します。
虐待防止に関する責任者： 管理者 水野 雄太
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対する虐待防止の啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 損害賠償

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し利用者や利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

但し、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずる事が出来ます。

10. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用し手行うことが出来るものとする。）を、おおむね 6 カ月に 1 回以上開催します。その結果を、訪問看護従業者に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を調整します。
- ③ 訪問看護従業者に対し、感染症の要望及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. 社会情勢及び災害時の措置

- ① 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がございます。
- ② 上記条件により、事業者の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を負わないものとします。

12. 事業計画の算定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護事業の提供を継続的に実施するための体制で、早期の事業再開を図るための計画を算定し、当該業務継続計画に従い必要な処置を講じます。

また、訪問看護従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

13. 苦情申立窓口

訪問看護サービスに関する相談や苦情は遠慮なく、当該事務所までご連絡ください。

【こころのナースサポート】

担当：水野 雄太 TEL：052-462-9466

【外部苦情処理相談窓口】

大治町（大治町役場代表） TEL：（052）444-2711

愛知県国民健康保険団体連合会（介護保険サービス苦情相談窓口） TEL：（052）971-4165

令和 8 年 3 月 1 日版